

地方創生に係る提案書

平成27年1月8日

長野県知事

阿部 守一

長野県市長会 会長

菅谷 昭

長野県町村会 会長

藤原 忠彦

わが国の少子化はとどまる気配がなく、地方においては人口流出も相まって将来人口のさらなる減少が見込まれる中、特に中山間地域等においては急激な人口減少や高齢化の進行により一部の地域では互いに支え合う力の低下がみられるなど、将来、集落の維持が困難になることが懸念されています。

国におかれましては「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、長期ビジョン及び総合戦略を策定され、人口減少の克服と魅力ある地方の創生に取り組まれているところでありますが、地方創生に資する根幹的な施策はナショナル・ミニマムとして国が踏み込んだ対応を行い、地方はその特色を活かして独自の地方創生に取り組む必要があります。

ついては、次のとおり提案します。

1 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(1) 地域産業の活性化と雇用創出に向けた施策の推進

商店街の活性化や中小企業の支援、豊富な地域資源を活用した新たな産業の創出や6次産業化など、地域産業の活性化に向けた総合的な施策を推進すること。

特に、商店街の空き店舗や空き家などをリノベーションして多用途に活用できる助成制度を拡充するとともに、創業希望者に対する助成やワンストップで支援することのできる体制の整備、起業家教育の実施など、地方で創業しやすい環境整備を推進すること。

(2) 地域産業における人材の育成・確保

地域産業にイノベーションを起こすことのできる人材を育成・誘致するための支援や、農業、福祉、建設業など不足する職種の労働力を補う施策を一層拡充すること。

また、女性や高齢者、障がい者の雇用の場の確保・拡充に向けた施策を一層推進すること。

2 地方への新しいひとの流れをつくる

(1) 政府関係機関等の分散

地方に国の試験研究機関や研修機関などの政府関係機関を積極的に移転すること。

(2) 企業の地方分散の推進

本社機能、研究開発部門などを地方に移転する企業の税負担を軽減するなど、企業の地方分散を促す制度を創設・推進すること。

(3) 地方の大学等の魅力向上・充実及び大学等の地方分散

地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学等高等教育機関の魅力向上に向けた支援の充実や、地方の大学等の定員増（新設を含む）を促進するための支援策を講じるなど、大学の地方分散を図ること。

(4) 移住希望者等への総合的な支援の実施

ワンストップサービスによる相談体制の充実や移住・住みかえ支援機構のマイホーム借り上げ制度の利用促進、試行的に一定期間体験移住する際の助成制度の創設など、移住希望者等への総合的な支援策を国を挙げて実施すること。

(5) 二地域居住者の増加を促進する施策の充実

二地域居住に対応した税制の抜本的な見直しやセカンドハウス購入時の優遇税制の創設、通勤手当の非課税枠の拡大、高速道路料金の減免など、二地域居住者の増加を促進する総合的な手段を講じること。

(6) 空き家等の流動化促進

空き家・中古住宅のリフォーム助成や有効活用を図るための税制見直しなど、空き家・中古住宅の流動化を促進する総合的な対策を講じること。

また、倒壊の危険や景観を阻害する空き家・廃ホテル等については、その撤去が容易となるような法整備や財政支援を図るなど徹底した対策を講じること。

(7) 交流人口の増加促進

公共交通や道路、観光施設等における外国語表示、公衆無線LAN環境の整備、海外への積極的なPR等インバウンドの推進を図るとともに、国内観光の需要をも喚起する「攻めの観光施策」を積極的に展開すること。

また、都市と地方の交流と相互理解を深める、子どもの滞在型農山村体験教育を積極的に推進すること。

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(1) 子育て支援策の強化に向けた財源の確保

「地域目線」による子育て支援策を継続的かつ柔軟に実施できるよう、「地域少子化対策強化交付金」の継続・拡充など、自由度の高い安定した恒久財源を確保すること。

(2) 子ども・子育て支援策の充実

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度については、必要な財源を国において恒久的・安定的に確保するとともに、市町村及び都道府県に対し、その役割に見合う措置を行うこと。

また、日本版ネウボラの創設等、妊娠・出産期から子育て期までの不安や悩みに対する総合的な相談体制を整備するなど、子ども・子育て世帯への総合的な施策を推進すること。

さらに、保育に従事する職員の配置基準や処遇の改善など、保育の質的向上に早期かつ着実に取り組むこと。

(3) 子育て世帯の負担軽減

子どもの医療費助成制度の創設など子育て家庭の負担軽減を図る施策を積極的に打ち出すとともに、特に多子世帯に対しては、出産から子育て・教育全般に係る経済的負担を大胆に軽減すること。

4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る

(1) 地方創生に向けた包括的な交付金制度の創設等

地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となる自由度の高い包括的な交付金制度を創設すること。

また、交付金制度の創設に加えて、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を行う新たな制度を創設すること。

(2) 小さな拠点の整備に係る総合的な施策の実施

拠点となる既存施設のリノベーションに係る助成を行うとともに、拠点と集落を結ぶのに欠かせない地域公共交通についてその多様性に応じた柔軟な財政支援を行うこと。

(3) ICT環境の充実

超高速ブロードバンド環境の人口カバー率100%を早期に実現するよう促進すること。

また、ICTを活用した生活支援など持続可能な地域サービスが実現できる体制を整備すること。

さらに、ICTがまだ積極的に使われていない農林業をはじめとする各産業分野におけるICT技術の活用研究、導入促進を図ること。

5 地域と地域を連携する

(1) 「コンパクトとネットワーク」を進める施策の充実と条件不利地域への支援

「地方中枢拠点都市制度」のみならず、「定住自立圏構想」など市町村の連携を促進する制度を充実し財政措置を拡充するなど、地域の実情を踏まえた連携・互助の仕組みや施策を選択できるようにすること。

また、「コンパクトとネットワーク」が直ちに馴染まない条件不利地域についても、地域に住む住民の暮らしが守られるよう支援策を講じること。

(2) 地域の高速交通網等の整備促進

リニア中央新幹線や高規格幹線道路などの高速交通網の整備及び高速交通網へのアクセス道路の整備を促進するとともに、橋梁の長寿命化や道路の維持補修・改良など、地方の事業に対する財政支援を拡充すること。

また、在来線の高速化や、リージョナル航空に対する航空機燃料税等の軽減など、地方空港の利活用に向けた支援を行うこと。

6 地方分権の確実な推進

(1) 地方税財源の充実・強化

地域の実情に応じた創意工夫によりきめ細やかな施策展開が可能となるよう、国と地方の税財源の配分割合を見直すなど、地方税財源の充実・強化を図ること。

(2) 権限移譲・規制緩和の推進

地方が主体的にまちづくりを進めるために必要となる、農地転用許可権限の市町村への移譲をはじめ、地方への権限移譲と規制緩和を推進すること。